

アメリカにおけるコミュニティと臨床法学の関わり

—アメリカ・ロースクール協会臨床法学教育2016年度大会参加報告(3)—

松井さやか（弁護士・早稲田大学臨床法学教育研究所招聘研究員）
福島 健史（弁護士・早稲田大学臨床法学教育研究所招聘研究員）

第1 はじめに

報告者は早稲田大学臨床法学研究所の招聘研究員として、2016年5月にアメリカ合衆国メリーランド州ボルティモアで開催されたアメリカ・ロースクール協会（Association of American Law Schools、以下AALS）の臨床法学教育学会（Annual Conference on Clinical Legal Education）に参加する機会を得た。本学会はマリオットホテルの会議場のほとんどを貸し切って実施され、議論されるテーマも多岐に渡るものであった。各セッションの中ではスモールグループでのディスカッションの時間が設けられることが多く、報告者以外の参加者とも情報交換することができ非常に有意義な時間を過ごすことができた。本報告では、参加したセッション等の中から、(1)臨床法学とコミュニティとの新しい関わり方～地域事業活性～(2)コミュニティとクリニックの在り方、(3)臨床法学教育におけるローヤリング（Lawyering）のあり方についての議論、の3つにフォーカスして報告する。

第2 臨床法学とコミュニティとの新しい関わり方～地域事業活性クリニック～

1 概要

今年の本学会のメインテーマは、「クリニックとコミュニティ～コミュニティと臨床教育の関わりを検討する～（Clinics and Communities: Exploring Community Engagement Through Clinical Education）」であったことから、臨床法学とコミュニティ（地域社会、地域住民、各社会集団等）との関わりについてのセッションが数多く用意されていた。クリニックとコミュニティとの関わりについては、低所得者・貧困層を支援するクリニックに始まり、住居に関するクリニック、医療に関するクリニック、難民・移民クリニック、環境クリニック等様々な形があるが、私の方からは特に地域事業開発クリニック（Community Business Development Clinic）に関して報告する。

2 地域事業開発クリニック

(1) 概要

地域事業開発クリニックは、ロースクールがある地域においてビジネスのアイディ

アやノウハウがあり、事業として立ち上げるためのサポートを必要としている人と協働して事業を立ち上げるクリニックである。トランザクション（契約、取引等）に関するクリニックの一種として設置しているロースクールが数多くあるとのことであった。

(2) 対象事業の選定

多くのロースクールでは、各地域における既存事業の特徴や新事業の可能性（例えば、医療系の大学が数多くあることから、医療系の新事業を立ち上げたいと考えている人がいること等）を踏まえた上で、さらに経済的格差や法的サービスの受けやすさのギャップ等を考慮し、クリニックが支援する対象の事業を選定するとのことであった。クリニックとして支援することの適性を考え、予定される従業員の数が5人から25人、想定年間収益が50万ドルから300万ドルの間といった条件や、地域活性の観点から生活賃金を増やすポテンシャルのある事業といった条件を付しているクリニックもあった。

(3) 活動内容

各クリニックによって目的の設定が若干異なるが、基本的には事業立ち上げ、または拡大のための法的サポートを基礎として活動するとのことであった。法人格の立ち上げの場合には必要な手続を、事業に必要な資金獲得支援をする場合には、投資家との間の契約（株式の譲渡・発行やローン契約等）のサポートをしたりするとのことであった。クライアントの多くは事業立ち上げの経験がないことから、クリニックに集約されたビジネス上の知見を活かして、法的サービスを超えてウェブサイトの立ち上

げ等のスケジューリングのアドバイスをしたりもするとのことであった。

(4) 地域事業再生クリニックの意義

トランザクションについては、各ロースクールでセミナーの形で実践的な学習を積む例が多いが、クリニックで学生が実際の開業予定者とコミュニケーションをとりながら案件を進めることは非常に有意義な経験となると思われる。学生にとってはスケジュールをコントロールして事業を立ち上げる過程で法的スキルに加えてビジネススキルを学ぶこともできることから、将来的に地域事業振興に携わる組織に入ることを希望する学生のみならず企業内での活動や企業系事務所入所を希望する学生等にとっても魅力的なプログラムなのではないかと思われる。一見トランザクションを専門とすることはコミュニティとはかけ離れる印象を持たれるが、地域における格差是正や雇用確保を促す活動をすることで、トランザクションのスキルを公益的に活かせるということ学ぶ良い機会になると感じた。

第3 コミュニティとクリニック・エクスターン

各セッションや基調講演を通して参加者（クリニック担当者という意味のクリニシャン（clinician）と呼称される）が頻繁に使っていた言葉がパブリックシチズン（public citizen）、コミュニティ（community）である。アメリカは民族、宗教、性別など多種多様なコミュニティが存在する多元国家であることから、法律家・法曹には、各々が所属するコミュニティを理解し、いざ案件が発生したならば、そのコミュニティに存する問題という側面からも事案に光を当

て、より望ましい解決を目指す、ということが求められている。そのため、ロースクールの学生に対してもコミュニティへの意識は常に求められ、クリニシャンらもいかにその意識を喚起できるか、ということに問題意識を持っている。

例えば、エクスターンを取り扱うセッションでは、エクスターンに行く前の学生に対してコミュニティへの意識づけをどのようにするのか、ということが重要なテーマとして取り上げられた。法律家として単純に法的側面での解決のみならず、より望ましい、柔軟性のある解決方法を模索してほしい、ということである。そのため手法として、例えば、学生に対して簡単なケーススタディ（貧困や移民など）を与え、自らの携帯電話に登録されている人を使って当該事案を解決しなさい、というワークショップを開催するというものが紹介された。これを通して学生が、社会、コミュニティとどれ程の関わりをもつことができているか、ということを確認させると共に、エクスターン先で現場の実務家がどのような人達と連携しながら解決していつているのか、ということに学生の問題意識をむけさせようとしている。

ロースクールには、各コミュニティに存する構造的課題が引き起こす問題に対し、その構造的課題があることを踏まえ法的に、さらには社会的に解決する機関としての役割が期待されている。すなわち、問題解決のために、どのような関係者とつながることができるのか、法適用のみならず、その背後にあるコミュニティというフィルターを通しての解決手段の模索が求められている。各々の法律家はそのバックグラウン

ドを理解し、そこから事案の解決に取り組む。多様化する社会だからこそ、その多様性が認識され、そこに潜む構造的課題が看過されない取り組み、姿勢こそが実務家養成機関であるロースクールとしての真価であると感じた。

第4 臨床法学教育におけるローヤリングのあり方についての議論

本学会の全体を通じて感じたのは、弁護士の活動のあり方「ローヤリング(Lawyering)」をどのように学ぶのか、また、どのようなローヤリングを実現すべきなのかといったことを強く意識しながらすすめているクリニックが数多くあることであった。これは、クリニックが単に現状の実務を体験する場所ではなく、現状の実務に対する批判的な視点も踏まえ、あるべきローヤリングを学ぶ場所であるということの現れであると思われる。

本学会の基調講演は、「反抗的弁護(Rebellious Lawyering)と臨床法学教育」というテーマで、反抗的弁護の提唱者であるジェラルド・ロペス教授の講演に引き続き、各クリニックにおいて反抗的弁護がどのように実践されているのかについての紹介が行われた。例えば、ニューヨーク市立大学のCLEARというクリニックのプロジェクトでは、9.11後の州警察によるムスリム監視のために不必要な立入り捜査や警察への連行が行われた際に、反抗的弁護のコンセプトを活かして不必要な立入り捜査を阻止した例が紹介された。

また、それ以外にも上述の地域事業活性クリニックに関するディスカッションにお

いて、クリニックの学生が主導的な立場に
たって事業立ち上げを遂行する必要がある
ケースが多いことから、これが伝統的な顧
客中心ローヤリング（Client Centering
Lawyering）に反するものなのか、といっ
た議論がなされるなど、クリニックにおい

ていかにしてローヤリングを学ぶのかとい
う点が重視されていることを感じた。

（執筆分担：第1、第2及び第4＝松井。
第3＝福島。）